

2018年3月20日

消費者庁消費者政策課

「消費者基本計画工程表」改定素案に関する意見募集担当 御中

消費者基本計画工程表改定素案に対する意見

日本生活協同組合連合会

日本生活協同組合連合会では、「消費者基本計画」は5年間の消費者行政の骨格を決め、各分野の施策を具体的に進めるための重要な計画として注視しています。以下、消費者基本計画工程表改定素案に対する意見を申し述べます。

I. 主として工程表改定素案に係る事項

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進

消費者の安全確保の視点から、食品の安全に関する消費者への情報提供・注意喚起等について新たに KPI を設けてください。

食品摂取による健康被害は適切な取扱いによって防ぐことができます。そのためには一般消費者への情報提供や啓発活動が必要です。消費者基本計画でも(4)食品の安全性の確保の KPI で「食品の安全についての消費者への情報提供・注意喚起等の実施状況」と位置付けられていますが、工程表ではその施策が具体的になっていません。消費者への情報提供・啓発活動は命と健康に関わる問題です。意見交換会の開催回数だけでなく、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等の活用を KPI に設定してください。

⑥食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進

「風評被害に関する消費者意識の実態調査(第10回)」によると、食品中の放射性物質を理由に購入をためらう産地について、福島県の割合が最も高くなっています。福島県産品の風評被害を払拭するために、特に県外の消費者・事業者への情報提供等を強化してください。またその KPI を設定してください。

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

①新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等

近年、機能性表示食品や「いわゆる健康食品」が増加し、消費者は手軽に購入することができるようになりました。しかし、消費者が「いわゆる健康食品」のリスクについて学んだり、機能性表示食品制度に関する情報に触れたりすることはほとんどありません。その結果、特定の成分を濃縮したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しないような形態や方法による健康被害が発生しています。今後も消費者への継続した情報発信等が必要だと考えます。消費者への広報や教育に関する KPI やその理解度を示す KPI を設定してください。

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

⑩電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化

都市ガス・簡易ガスの小売全面自由化（2017年4月）にあたり、経過措置料金規制が課されたのはごく一部の事業者に限られました。その後も、解除基準を満たした事業者について追加解除が行われており、料金体系の変更が容易に可能となりました。料金体系の変更、とりわけ値上げは消費者にとって重要な問題です。工程表に「追加解除にあたり消費者の十分な意見の反映を確保」する旨を追記してください。

2016年4月の電力小売の全面自由化に際して、低圧需要家向けには従来と同様の経過措置料金規制が適用されていますが、2020年3月末に撤廃が検討されています。市場の競争が進まない中での経過措置料金規制の撤廃は「規制無き独占」となる恐れがあり、消費者にとって深刻な問題のひとつといえます。競争の進展状況や諸外国の施策の調査、消費者の意見集約を行ったうえで、消費者の利益を侵害しない条件での撤廃とする旨を計画に追加してください。

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

④消費者教育に使用される教材等の整備

18歳を成人とする民法改正案が2018年3月13日に閣議決定されました。成年年齢の引き下げによる若年層の消費者被害の拡大が懸念されており、この層への消費者教育は喫緊の課題です。そうした中、若年層への消費者教育教材の作成は有効な対応の一つであると考えます。しかし、せっかく作成した有用な教材も活用されなければ意味がありません。教材の配布数だけでなく、その活用状況、また教材の理解度を示す KPI も設定してください。

⑩倫理的消費の普及啓発

「倫理的消費」研究会報告書では、求められる推進方策として4つ示されていますが、現在の KPI は「普及方策の実施状況」ときわめて抽象的です。倫理的消費の普及方策を具体化し、KPI に追加してください。

⑮食育の推進

2011 年に国際連合が発表した「生活習慣病対策のために世界全体がとるべき5つのアクション」では、世界が優先して取り組むべきアクションとして「タバコ」の次に「減塩」をあげています。日本人の食塩摂取量の平均値は9.9g（国民健康・栄養調査（平成28年））となっており、厚生労働省が発表した日本人の食事摂取基準（2015年版）の目標量18歳以上男性8g/日未満、18歳以上女性7g/日未満と比較して多くなっています。こうした状況から、生活習慣病対策として減塩の取り組みは優先度が高いと考えられます。食育の一環として国・企業・消費者が一体的に進められる施策を検討してください。

（4）公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保

家庭向けの電気・ガス等の料金動向を把握・監視するため、消費者庁で実施している「物価モニター調査」に調査項目を追加してください。

2017年4月から都市ガス小売り事業が全面自由化され新たな事業者の参入が可能となりましたが、新規事業者の参入は進んでいません。一方、多くの既存ガス小売り事業者の一般家庭向け都市ガス料金の経過措置料金規制が撤廃され、料金体系が容易に変更可能となりました。料金体系の変更、とりわけ値上げは消費者にとって重要な問題であり、選択肢が確保されない中でこのような動きが広がることはあってはなりません。事業者が不当な値上げを行っていないか監視するために、物価モニター調査で具体的に調査・監視をしてください。

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

（1）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の円滑な施行

消費者裁判手続特例法が2016年10月1日から施行されましたが、差止訴訟や被害関係回復業務を担う適格消費者団体や特定適格消費者団体の財政基盤は脆弱です。悪質な消費者トラブルが絶えない中で、集団的な被害回復に関わる仕組みは公益のための活動です。民間基金の広報や周知だけでなく、国における財政面の支援を強化してください。

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(2) 地方における体制整備

①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等

消費者教育の推進や被害の防止には、地方自治体の体制の整備が必要不可欠です。しかし地方消費者行政推進交付金が大幅に削減され、体制整備どころか後退を危惧しています。2018年度地方消費者行政強化交付金のように地域によって体制や取組に差がつくことがないように、全自治体の体制の整備を望みます。

②地域の見守りネットワークの構築（消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体）

高齢者による訪問販売の被害などは、消費者被害防止だけでなく福祉分野にも関する課題の一つといえます。そうした諸課題を解決するためにも、地域のネットワークづくりは今日の日本社会における重要な課題の一つといえます。全自治体にそうしたネットワークを構築し機能するよう具体的に施策を検討してください。

II. 工程表改定素案に追加すべき事項

全体

平成29年6月21日改定の消費者基本計画工程表では、成年年齢引下げ、および持続可能な開発目標（SDGs）に関する工程表の主な関連施策が集約されていますが、改定素案ではそれらが削除されています。今回の改定素案でも、取組について工程表の関連部分を集約し、一覧できるよう追記してください。

以上